

# 出国者等に係る個人住民税の調査等

# 個人住民税所得割の納税義務者について

- 個人住民税所得割の納税義務者は、賦課期日(1月1日)において、「市町村内に住所を有する個人」とされている。(地方税法294①)
  - 納税義務は国籍に関わらず住所の有無によって決定される。

## ○ 地方税法(抄)

第二百九十四条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によって、第五号の者に対しては法人税割額によって課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二～五 (略)

2～9 (略)

- 「市町村内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用者については、住民基本台帳に記録されている者とされている。(地方税法294②)
  - 住民基本台帳法によって住所を認定

## ○ 地方税法(抄)

第二百九十四条

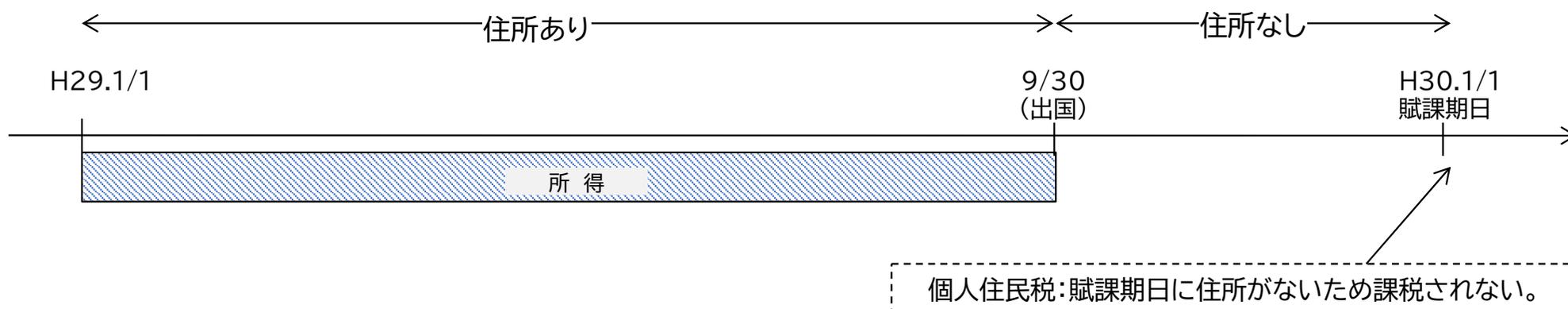
2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知つたときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

4～9 (略)

【ケース1】所得を得ていた者が年の途中に出国し、翌年の1月1日に住所を有しない場合

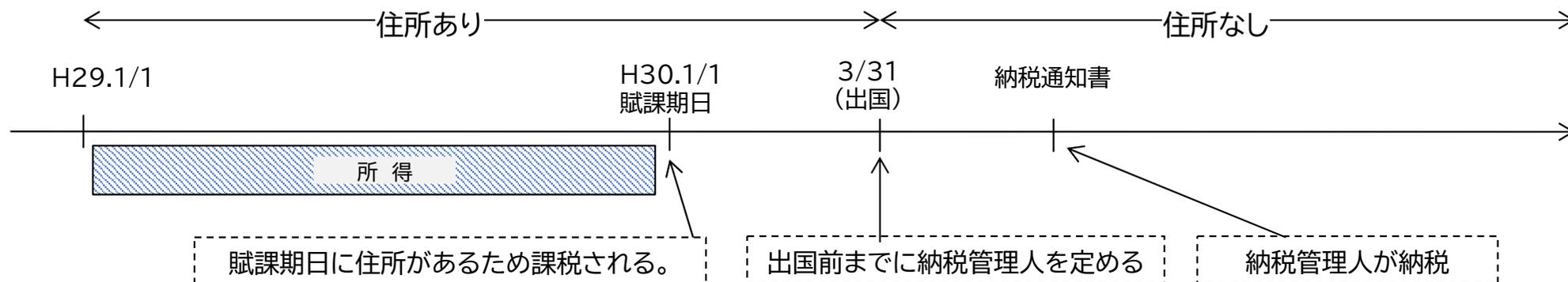
- 個人住民税は、前年の所得に対して賦課期日である翌年の1月1日に住所のある者に対して課税されるため、所得を得ていてもその翌年の1月1日に国内に住所がない場合は課税されない。



## 【ケース2】前年中に所得を得ていた者が、賦課期日後に出国した場合

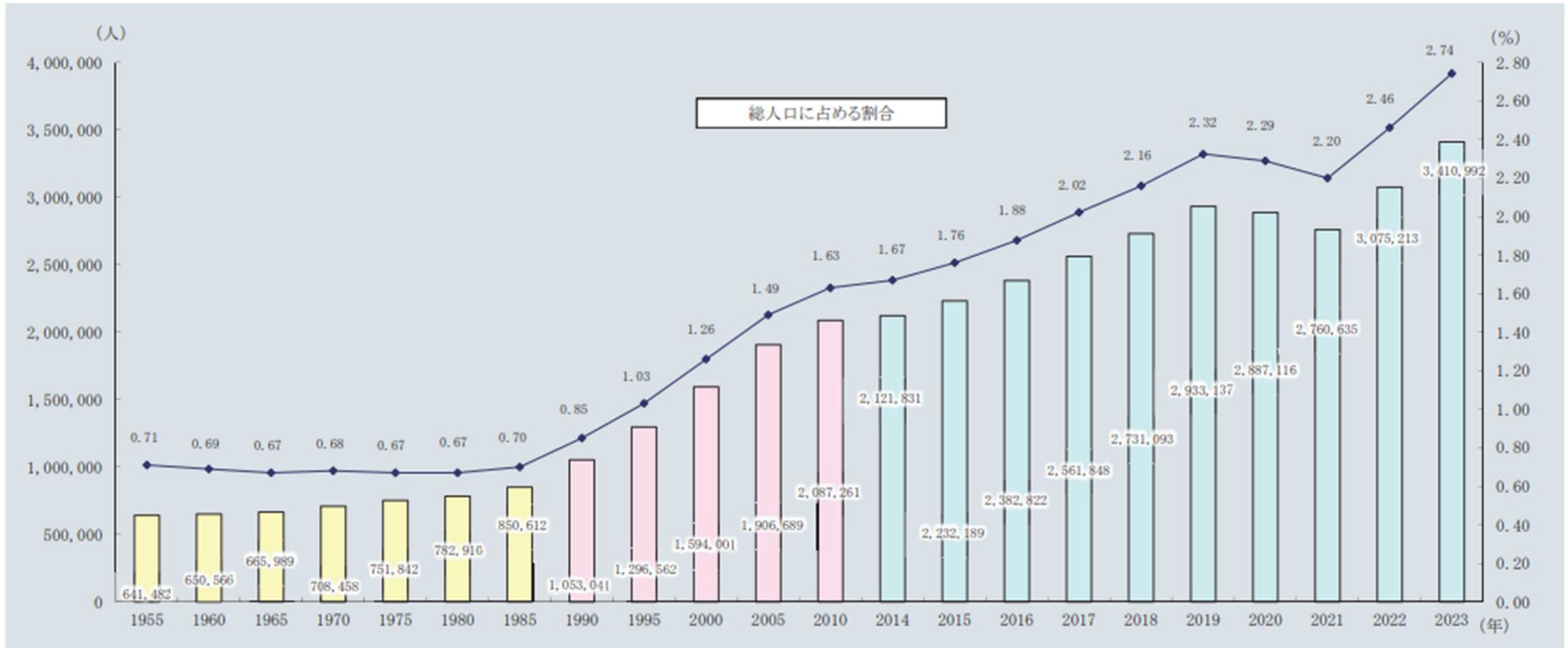
○ 国籍に関わらず、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においても、その納税義務は消滅しない。

→ 賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税管理人に納付を委任することが原則。



# 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移

○ 在留外国人数については、近年増加傾向であり、2023年末においては、約341万人となっており、過去最高となっている。



(※1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。

(※2) 1985年末までは、外国人登録者数、1990年末から2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(※3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

## 5 共生社会の基盤整備に向けた取組

### (1)現状及び課題

#### イ 社会制度等の知識習得のための仕組みづくり

- ・ 外国人の中には、日本の文化・習慣、税や社会保障等の社会制度に対する理解が十分でないため、意図せず公的義務を履行していなかったり、必要なサービスを楽しむことができなかったりする人も存在する。

外国人が我が国の文化や習慣、税や社会保障等の社会制度を十分に理解し、習得するための仕組みづくりが重要である。

### (2)具体的施策

#### エ 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

また、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度について、引き続き、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。〔総務省〕《施策番号177》



## 日本で働く外国人の方へ

# 住民税の支払いをお忘れなく!

## 住民税とは?

住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば**外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金**です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。  
もし、支払うべき**住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。**

- ◆ 支払うべき額は、前の年の1月1日から12月31日までにもらった給料などで決まります。
- ◆ 住民税を支払うには、次の2つの方法があります。
  - 給料からの天引き(特別徴収)**…会社が、あらかじめ、給料から住民税を差し引き、市区町村役場に支払います。会社で働く人はこれが原則であり、自分で市区町村役場に住民税を支払う必要はありません。
  - 自分での支払い(普通徴収)**…毎年6月頃に、市区町村から、「住民税を支払ってください」という手紙(納付書)が届きます。この納付書と納付書に書かれている金額のお金を持って金融機関などで支払います。

## こんな時、ご注意ください!

- **会社を辞めることになった場合**  
特別徴収によって住民税を支払っている人が、**会社を辞めることになった場合は**、支払っていない住民税を普通徴収の方法によって支払う必要がありますが、**会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらう方法(一括徴収)もあります。**
- **日本から出国することになった場合**  
**日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人(納税管理人)を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。**

# Q&A もっと知りたい!

## 住民税に関するQ&A

**Q1** 1月1日に日本に住んでいる人で、前の年に給料などをもらっている人であれば、必ず住民税を支払う必要がありますか?

**A1** 住民税の支払いは法律で定められた義務です。1月1日に日本に住んでいる人で、前の年に給料などをもらっている人であれば、原則として支払う必要があります。しかし、所得や家族の状況によっては、住民税を支払わなくてよい場合があります。また、同じ給料などに対して二重に課税しないようにするため、日本と租税条約を結んでいる国があり、留学生などで、条約で決められた条件を満たしている人は、住民税を支払わなくてよい場合があります。詳しくはお住まいの市区町村までご相談下さい。

**Q2** 住民税を特別徴収によって支払うか、普通徴収によって支払うかはどうすれば分かりますか?

**A2** 会社で働く人は、原則として特別徴収によって住民税を支払うことになります。特別徴収の対象となる人には、毎年5月31日までに、勤めている会社から、「給

**Q3** 一括徴収を利用したい場合はどうすればよいですか?

**A3** 6月1日から12月31日までの間に会社を辞める場合は、辞めた後の住民税の支払方法を選択する必要があります。一括徴収を希望する場合は、希望を会社に伝え、支払っていない住民税を給料や退職金から差し引いてもらいます。一括徴収を希望しない場合は、自動的に普通徴収になり、市区町村役場から納付書が届きますので、納付書に記載の事項に従って支払ってください。1月1日から5月31日までの間に会社を辞める場合は、自動的に一括徴収(または特別徴収)されます。

**Q4** 納税管理人はどのような人を選べばよいですか? また、どのようにして届け出ればよいですか?

**A4** 納税管理人は、自分の代わりに、納税通知書の受け取りや税金の支払いなどに関する手続きを管理してもらう人です。納税管理人に指定できる人の範囲や提出する書類などは、市区町村によって扱いが異なりますので、お住まいの市区町村までお問い合わせください。



# 多言語パンフレット(外国人を受け入れている事業者向け)

※4か国語対応

## ～外国人を雇用する事業者の方へ～



### 住民税の特別徴収にご協力ください!

#### 住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者<sup>(※)</sup>は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、**毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。**

**外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。**

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

#### ◆ 特別徴収になると

**従業員の方**…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収(年4回払い)と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

**事業者の方**…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

#### 外国人が退職・帰国(出国)するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

#### ■ 残りの住民税(特別徴収税額)の一括徴収

本人から申出がある場合は、**退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。**

※1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

#### ■ 納税管理人の選任

帰国する方で、**日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方(納税管理人)を定め、市区町村に届け出る必要があります。**

※事業者の方へ この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。



## 外国人の方へ 住民税のお知らせ

### 住民税の支払いをお忘れなく!



- 住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうこともできます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う方(納税管理人)を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

### Don't forget to pay resident tax!

- The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2.
  - If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
  - If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
  - A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee's behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.
- 【Contact Information】 If you have any questions, please contact your local municipal office.

### 请勿忘缴纳住民税!

- 住民税是报, 自1月1日起在日本居住, 并拥有一定收入的人员, 包括外国人在内, 需向所居住的市区町村缴纳税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
- 若需缴纳的住民税没有及时缴纳, 可能无法通过在留期限更新等的申请。
- 每月工资中扣除住民税的人员在离职后, 未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除, 并向市区町村缴纳。
- 若在离开日本前无法缴纳住民税, 需在离开前, 从居住在日本的人员中, 指定代替自己缴纳税金的纳税管理人, 并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】 若有不明之处, 请咨询所居住的市区町村。

### Đừng quên nộp thuế cư trú!

- Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định. Trường hợp rời khỏi Nhật Bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.
- Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.
- Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.
- Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố nơi bạn sống.

【Thông tin liên hệ】 Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ tới thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

- 納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めることとされている。
- ただし、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない。

## <具体的な事例> (市町村からの聞き取り)

- ① 納税管理人を定めている場合の管理人の具体例
  - ・ 納税義務者の親族、知人
  - ・ 司法書士、弁護士、会計士、税理士、不動産管理会社 など
- ② 納税管理人を定めることを要しないとして認定を受けた場合の具体例
  - ・ 口座振替している場合
  - ・ 出国前に全額納付する場合
  - ・ 特別徴収が継続される場合 など

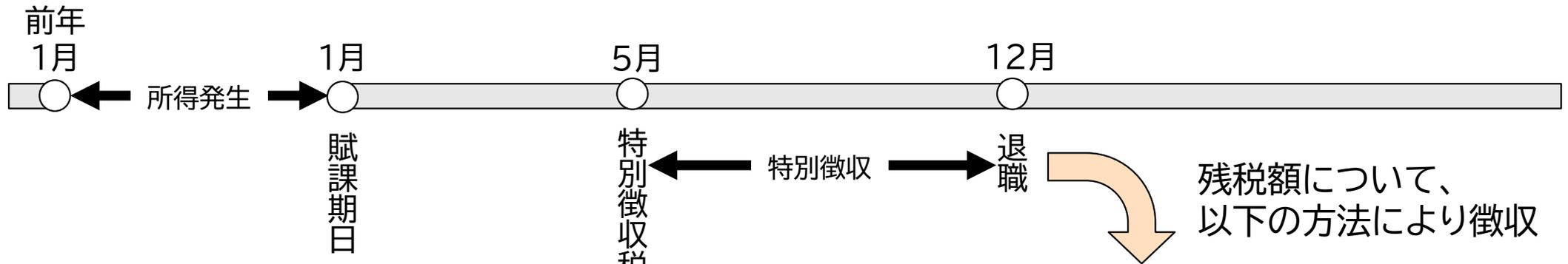
## ○地方税法(抄)

### (市町村民税の納税管理人)

第三百条 市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

# 企業を退職等した場合の給与からの特別徴収の事務の流れ

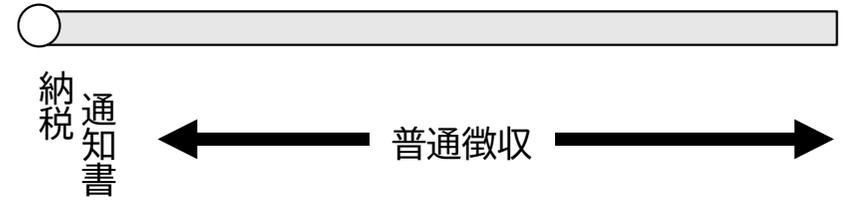


## ○給与所得者異動届出書(退職後に給与支払者が市町村に提出)

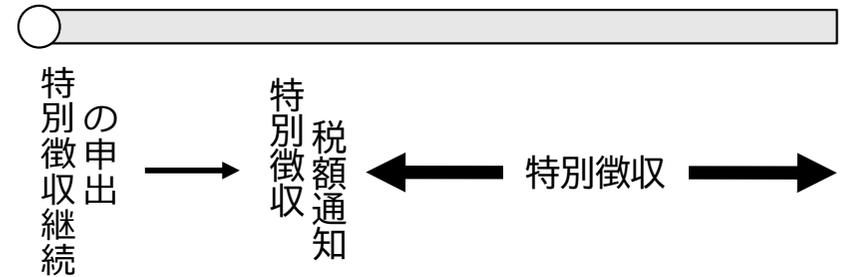
給与支払報告 特別徴収		※市町村 処理欄	
市町村長殿 平成 年 月 日提出		住所(居所) 又は所在地	特別徴収義務者 指定番号
給与支払者 (義務者)		氏名又は名称	連絡先の氏名及び 所属課、係名 並びに電話番号
個人番号		個人番号	氏名 (電話番号)
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額
受給者番号 (整理番号)	氏名	円	月から 月まで 円
個人番号			
給与の支払 を受けなくな った後の住所		円	円
新しい勤務 先の名称及 び所在地			
異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時ま での給与 支払額
1. 退職	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円	円
2. 転職			
3. 休職			
4. 長期欠勤			
5. 死亡			
6. その他			
◎給与の支払を受けなくなった後の月額額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		※市町村記入欄	
一括徴収の理由	徴収予定		円
1. 異動が平成 年12月31日 まで、申出があったため ( 月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	
	徴収予定額 合計(上記 (ウ)と同額)	円	
2. 異動が平成 年1月1日 以後で、特別徴収の継続の希望 がないため	・	円	
異動者印	・	円	

第十八号様式(用紙日本工業規格A4)(第十条関係)

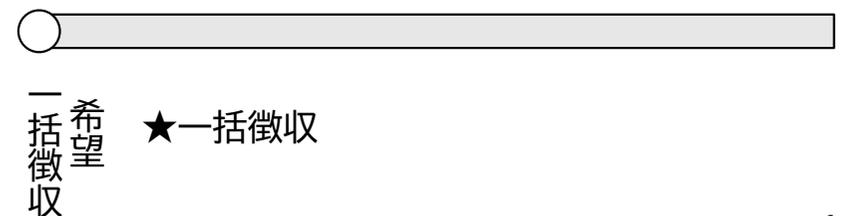
### <普通徴収の場合>



### <新しい勤務先において 特別徴収の継続を希望する場合>



### <残税額を一括徴収する場合>



以下①②の場合には、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならない。

- ① 6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合
- ② 翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合

## ○地方税法(抄)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

### 第三百二十一条の五

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額(前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十一条の六第三項において同じ。)は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

## ① 納税管理人及び一括徴収の更なる推進

賦課期日後、残税額のあるまま出国した納税義務者については、納税管理人及び一括徴収の制度が用意されている。これらについては、昨年度の検討会でも議論したところであるが、今後も制度の活用をさらに推進できないか、引き続き検討するべきである。

## ② 納税意識の向上のための普及啓発や納税手段の拡大

在留外国人を多く抱える団体によれば、納税意識の違いから滞納が発生する場合も多いようである。これについては、国及び地方団体の地道な取組により、「地方税を納付しなくてはならない」という意識を持っていただく必要がある。

## ③ 納税の実効性の確保について

現在、外国人労働者に限らず、特別徴収されている納税義務者が退職し、残税額がある場合には、通常、残税額の一括徴収、普通徴収又は新たに給与の支払をする者となった者(所得税法における源泉徴収義務者)による特別徴収の継続(納税義務者が退職後に再就職した場合で、特別徴収の継続を申出た場合のみ)により、残税額を納付することになるが、その他の方法※によっても納税の実効性を確保することを検討するべきである。

※ 検討会報告書では、【繰上徴収】や【予納】を例として挙げている。

## ④ 外国人労働者の出国(転出)予定日等の的確な把握等について

転出届を提出せずに出国してしまう外国人労働者も存在する。課税主体である市町村にとって、転出届以外に外国人労働者の出国(転出)予定日及び出国(転出)先を把握する手段がないのが現状である。こうしたことから、残税額についての督促状の送付や滞納処分等が適正に実施できないという問題がある。これを解決するため、関係機関間の情報連携をさらに密にするということも検討するべきではないか。

## ⑤ 現年課税化について

個人住民税は、賦課期日が1月1日、前年の所得に対して課されるものであるため、賦課期日後に、前年の所得に係る個人住民税を完納せずに出国する者が存在することになる。この問題については、本検討会でも毎年度検討している個人住民税の現年課税化が実現すれば解決されうるものと考えられるが、その実現には、地方団体及び企業の負担等様々な課題があり、長期的に検討する必要がある。こうしたことも踏まえ、外国人等に対する個人住民税の賦課徴収については、現年課税化の検討状況も参考にしながら進める必要がある。

(里見隆治議員(公明))

先般、行政監視委員会でも総務大臣に質問しましたが、外国人労働者が在留期間を終えて帰国した際に、翌年納付すべき住民税が未納となるケースが多発していると聞いています。これでは不公平感を助長することになりかねません。総務省では、その実態を把握できていないとのことでしたが、実態解明の上、早急に対応策を講じるべきと考えます。総務大臣のご所見をお伺いします。

(総務大臣)

最後に、出国した外国人の方の個人住民税の徴収について、質問がありました。外国人の方の中には、地方制度を含め、日本の社会制度に対する理解が十分でないため、意図せず公的義務を履行できていない方も存在していると考えております。そうした外国人の方に、地方制度を十分に理解していただくことが重要と認識しております。

そのため、引き続き、外国人の方に対する制度の周知に努めるとともに、現在、自治体の実情の把握を進めております。

その上で、ご指摘も踏まえ、必要に応じて、どのような対応策がありうるのか、徴収実務を担う自治体の意見も聞きながら、検討する必要があると考えております。

# 出国者(特に外国人)に係る個人住民税の調査概要

- 在留外国人数が増加傾向にある中で、特に出国者(外国人を含む)に係る個人住民税については、納税管理人制度や給与所得に係る特別徴収税額に係る一括徴収制度を活用せず、徴収が困難となる課題が生じている。
- こうした状況の中、総務省においては、出国者(外国人含む)に係る個人住民税について、まずは地方団体の実情を把握するため、すべての市区町村を対象とする調査を実施している。

## <主な調査項目>

- ① 個人住民税の滞納件数、滞納税額(出国者及び出国者のうち外国人)
- ② 各制度の活用状況
  - ・ 納税管理人制度の活用件数
  - ・ 給与所得に係る特別徴収税額の一括徴収制度の活用件数
- ③ 外国人等への周知広報の取組
- ④ その他出国者に係る個人住民税についての取組